

高層建築物等予定工事届

令和〇〇年□□月△△日

総務大臣 殿

建築主住所（注1） 熊本県熊本市西区春日2-10-1

建築主氏名（注2） 総務九州建設株式会社
代表取締役 総務 太郎

次のとおり高層建築物等の工事をするので、電波法第百二条の三第一項の規定により、別紙の図面を添えて届けます。

1	建築主住所氏名（注1、注2） 熊本県熊本市西区春日2-10-1 総務九州建設株式会社 代表取締役 総務 太郎 電話 096-326-XXXX 番
2	工事請負人住所氏名（注1、注3） 熊本県熊本市西区春日〇-〇-〇 株式会社総務工務店 電話 096-326-XXXX 番
3	工事下請負人住所氏名（注1、注3） なし 電話 番
4	工事の種別（注4） 新築
5	設置場所の位置（地名・地番または緯経度）（注5） 熊本県熊本市西区春日●-●-●
6	高層建築物等の最高部の高さ（注6） 地表高： 70.0m（GL） 海拔高： 80.0m（SL） 海面からの高さ： m（水上の場合）
7	高層部分の構造及び主要材料（注7） 構造：鉄筋コンクリート造 材料：鉄筋、コンクリート
8	工事着手予定年月日（注8） 令和 〇〇年 △△月 □□日
9	工事完了予定年月日（注9） 令和 ●●年 ▲▲月 ■■日
10	その他参考となる事項（注10） ・建築物の主な用途：共同住宅 ・連絡先 会社名：株式会社総務設計コンサルティング 電話番号：096-326-XXXX 担当者名：九州 太郎 ・その他：仮設物（クレーン、GL：7.5m）使用

* 工事請負人が未定の場合又は下記注4に該当しない場合は「電波伝搬障害可能性判定依頼書」を提出してください。
工事請負人が決まりましたらこの予定工事届を再度提出してください。

【記載例・記載要領】

注 1 法人又は団体の場合は、住所は本店（本社）又は主たる事務所の所在地を記載すること。

- 2 法人又は団体の場合は、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の法律の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

建築主が複数で様式に書ききれない場合は、建築主「住所」及び「氏名」の下部に「他何社（名）別紙参照」と記載し、別紙に建築主の住所及び氏名を記載すること。

- 3 工事請負人住所氏名欄（工事下請負人がいる場合は、工事下請人住所指名欄を含む。）を未定として届け出る場合は、当該欄に未定と記載し、工事請負契約の予定年月日をその他参考となる事項欄に記載するとともに、次に掲げるいずれかの高層建築物等に係る書類を添付すること。

- （１）都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第８条第１項第４号の規定に基づく特定街区の都市計画の決定の告示の写し及び当該告示に係る都市計画の図書の総括図の写し
- （２）都市計画法第１２条の５第３項の規定に基づく再開発等促進区の地区整備計画の決定又は変更の告示の写し及び当該告示に係る都市計画の図書の総括図の写し
- （３）都市再生特別措置法（平成１４年法律第２２号）第３６条第１項の規定に基づく都市再生特別地区における都市計画の決定の告示の写し及び当該告示に係る都市計画の図書の総括図の写し
- （４）都市再開発法（昭和４４年法律第３８号）第２条第１号の規定に基づく市街地再開発事業の都市計画の決定の告示の写し及び当該告示に係る都市計画の図書の総括図の写し
- （５）建築基準法第５９条の２第１項の規定に基づく許可の通知の写し
- （６）地方公共団体において定められる中高層建築物紛争予防条例に基づき提出された標識設置届の写し及び当該届出に係る建設用地の案内図の写し又はこれらに類するもの
- （７）港湾法第三十七条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による許可（港湾区域内の水域の占用に係るものに限る。）の通知の写し
- （８）海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第八条第六項の規定による公告の写し
- （９）海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第十条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による許可の通知の写し
- （１０）都道府県の条例又は規則に基づく都道府県知事による許可（国有財産法第三条第二項第二号の公共用財産のうち、水域（漁港及び漁場の整備等に関する法律第六条第一項から第四項までの規定により指定された漁港の区域、港湾法第二条第三項の港湾区域、海岸法第二条第二項の一般公共海岸区域及び同法第三条第一項の海岸保全区域、河川法第四条第一項の一級河川の河川区域（同法第六条第一項の河川区域をいう。以下この別表において同じ。）、同法第五条第一項の二級河川の河川区域及び同法第百条第一項の準用河川の河川区域並びに海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第二条第五項の海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の区域内の水域を除く。）にあるものの使用又は占用に関し、国有財産法第九条第三項の規定により都道府県が行う事務であるものに限る。）の通知の写し

- 4 高層建築物等の「新築」、「増築」、「移築」、「改築」、「修繕」、「模様替え」のいずれかを記載。

- 5 高層建築物等のうち地上に設置されるものにあつては地名及び地番を記載し、水上に設置されるものにあつては複数の地点を結んだ線により囲まれる区域を経緯度（世界測地系（測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第三項に規定する世界測地系をいう。）に従つて測定された経緯度をいう。）を用いて記載すること。

【記載例・記載要領】

6 高層建築物等のうち地上に設置されるものにあつては地表からの高さ及び海拔高、水上に設置されるものにあつては水面からの高さを記載すること。

また、地上にあるものについては次のとおり記載されていること。なお、ペントハウス、高架水槽、広告塔、エレベーター機械室等の屋上突出物（避雷針は含まない。）を含めた最高部までの高さとする。

（１）地表高

- ・工作物の敷地に接する道路の路面の中心の位置のうち最低の場所からの高さを記載。
- ・工作物の敷地に接する道路がない場合は、工作物が周囲の地面と接する位置のうち最低の場所からの高さを記載。

（２）海拔高

「標高」と「地表高」の合計の高さを記載。

7 「木質構造」、「鉄骨構造」、「鉄筋コンクリート構造」、「鉄骨鉄筋コンクリート構造」、「コンクリート充填鋼管構造」、「補強コンクリートブロック構造」、「レンガ構造」、「膜構造」等を記載。

8 工事着手の予定日を記載すること。

9 工事完了の予定日を記載すること。

10 次の事項を含めて記載すること。

（１）当該高層建築等の用途及び将来における増築等の計画

（２）当該工事に係る事項について次に掲げるいずれかに規定する処分を受けている場合は、その旨並びに当該処分の番号及び年月日

①建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による建築主事の確認（同法第18条第3項の規定による適合の通知を含む。）

②建築基準法第55条第3項第1号若しくは第2号、第56条の2第1項ただし書き、第59条第4項又は第59条の2第1項の規定による特定行政庁の許可

③電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項若しくは第8条第1項又はガス事業法（昭和29年法律第51号）第3条若しくは第8条第1項の規定による経済産業大臣の許可

（３）2 工事請負人住所氏名」で工事請負人を未定とした場合は、工事請負契約予定年月日

（４）3 工事下請人住所氏名」で工事下請人を未定とした場合は、工事下請契約予定年月日

（５）建築にあたりクレーンを設置して工事する場合にあつては、当該クレーンの最高部の高さ（未定の場合は、「未定」と記載。（「未定」の場合は、高さ等が判明し次第変更届の提出が必要。）

（６）当該届に係る担当者名及び担当者連絡先

（７）その他参考となる事項

11 添付書類及び図面

（１）敷地付近見取図

縮尺は、1／2，500程度であり縮尺、方位、目標となる地物等が記載されていること。

（２）配置図

用紙は、日本工業規格A列4番、縮尺は、1／100以上であり、縮尺、方位、敷地内における建築物等の位置を明示したもの。

（３）高層部分の外形を示す立面図及び平面図

【記載例・記載要領】

用紙は、日本工業規格A列4番、縮尺は、1／50以上であり、縮尺、方位、高さ、幅等が記載されていること。

- ・立面図には、東西南北の4面が記載されていること。

- ・平面図には、基準点位置が世界測地系の緯度経度又は測量法に規定する平面直角座標系のX Y座標値で記載されていること。緯度経度の場合は、1 2 3° 1 2′ 3 4″ 1 2のように小数点以下第2位まで記載されていること。X Y座標値の場合は、原点は測量法に規定される1から19までの番号を記載し、座標値は1 2 3 4 5 mのように整数値まで記載されていること。ただし、白地図（※）を添付図面として提出する場合、建物の位置情報が確認できるものであれば、基準点位置の記載は要さない。

- ・建築にあたりクレーンを設置して工事する場合にあつては、当該クレーンを含め記載すること。

※ 地方公共団体が発行する1／2，500以下の白地図の原本であること。

上下、左右辺に世界測地系の緯度経度及び測量法に規定する平面直角座標系のX Y座標値が記載されているものであること。

高層建築物の外周を赤線で記載すること。